

## 左京区まちづくり活動支援交付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、左京区基本計画を推進するために左京区民が主体的に参画する団体が実施するまちづくり活動及び左京区内の大学・学生が区民との協働により実施する活動に対して交付する交付金に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象団体)

第2条 交付の対象とする団体（以下「交付対象団体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 区民を中心に構成され、区内に所在する法人その他の団体（以下「区民団体」という。）
- (2) 区内の大学、その研究室、ゼミ及び機関並びに区内の大学に属する学生を中心に構成されるクラブ、サークル等の団体（以下「大学・学生団体」という。）

2 前項の規定にかかわらず、交付対象団体には、次の各号に掲げるものを含まないものとする。

- (1) 暴力団、役員若しくは使用人に暴力団員のあるもの又は暴力団員が活動を支配する団体
- (2) 営利を主たる目的とする団体
- (3) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (4) 公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- (6) 活動実体のない団体
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交付金の交付を受けることが不適當であると認められる団体

### (交付対象事業)

第3条 交付の対象とする事業（以下「交付対象事業」という。）は、第1条に定める趣旨に沿い、まちづくりに寄与し、左京区内で交付日の属する年度末までに実施するもので、次の各号いずれかに該当し、左京区長（以下「区長」という。）が適当と認めるものとする。

- (1) 左京区民が主体となり、地域の資源等を活用して地域の活性化、環境の保全、文化、福祉、教育等の向上を図ろうとするもの
- (2) 大学・学生団体が有する知や活力を活用し、大学・学生団体と地域住民が協働して地域課題の解決を図ろうとするもの又は大学・学生団体の研究成果を区民に還元するもの

2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業には、次に掲げるものを含まないものとする。

- (1) 区民の自由な参加を認めないもの
- (2) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (3) 公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (4) 宗教の教義を広め、若しくは広めさせないこと又は信者の増加させ、若しくは増加させないことを目的とするもの
- (5) 思想、主義又は主張を広めることを目的とするもの
- (6) 営利を目的とするもの
- (7) 交付金の交付決定までに実施するもの。ただし、やむを得ない事由により交付決定までに実施しようとする場合において、あらかじめ区長が認めたときは、この限りでない。
- (8) 京都市の他の補助金等の交付を受けるもの
- (9) 過去に同一又は極めて類似した事業で3回交付を受けたもの

### (交付金の金額)

第4条 次の各号に定める事業の交付金の額は、それぞれ当該各号に定める額の範囲で区長が必要と認める額とする。

- (1) 前条第1項第1号の規定に基づくもので、交付対象事業の実施のために必要な経費（次項

各号に掲げる経費を除く。以下「交付対象経費」という。)に相当する額が100,000円を超えないもの 交付対象経費に相当する額

(2) 前条第1項第1号の規定に基づくもので、交付対象経費に相当する額が100,000円を超え、京都市以外から交付金等の交付を受け、又は当該活動に無報酬で役務を提供する者がいないもの 100,000円を超える額の2分の1(1円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額)に100,000円を加えた額又は550,000円のどちらか低い額

(3) 前条第1項第1号の規定に基づくもので、交付対象経費に相当する額が100,000円を超え、京都市以外から交付金等の交付を受けず、かつ当該活動に無報酬で役務を提供する者がいるもの 次のア及びイに掲げる額の合計又は交付対象経費に相当する額のどちらか低い額

ア 100,000円を超える額の2分の1(1円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額)に100,000円を加えた額又は550,000円のどちらか低い額

イ 役務提供人数に役務提供時間数(1時間に満たない時間があるときは、それを切り捨てた時間数)及び500円を乗じた額又は50,000円のどちらか低い額

(4) 前条第1項第2号の規定に基づくもので、大学・学生団体と区民が協働して地域課題の解決を図ろうとするもの 交付対象経費に相当する額からこの交付金以外の収入を控除した額又は300,000円のどちらか低い額

(5) 前条第1項第2号の規定に基づくもので、大学等の研究成果を区民に還元するもの 交付対象経費に相当する額又は100,000円のどちらか低い額

2 次に掲げる経費は、交付対象経費としない。ただし、区長が交付対象事業の目的、内容及び効果並びに経費の額等を総合的に勘案し、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 区民団体又は大学・学生団体を維持・運営する費用

(2) 土地、建物、構築物、機械、車両、備品及びこれらに類する固定資産を購入し、建築し、又は製造する費用

(3) 人件費(労働者派遣に係る費用を含む。)

(4) 飲食に係る費用

(5) 交通費及び宿泊費

(6) 前各号に掲げるもののほか、交付対象経費として不適当と認められる経費

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を希望する団体は、区長が別に定める期日(以下「申請期限」という。)までに、左京区まちづくり活動支援交付金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 規約、定款、構成員名簿その他の活動内容が分かるもの

(2) 収支予算書(第2号様式)

(3) 無償の役務提供計画書(第3号様式)(前条第1項第3号の適用を受ける場合のみ)

(4) その他区長が必要と認めるもの

(審査)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、左京区の未来をつくる区民会議の代表者による審査会を開催し、選考することを求めるものとする。

2 審査会は、申請内容を評価し、評価結果を区長に報告する。

(決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による評価結果を尊重し、予算の範囲内で交付の可否、交付予定金額、条件の可否及び内容を申請期限の翌日から起算して1箇月以内に決定するものとする。

2 区長は、決定後、左京区まちづくり活動支援交付金交付決定通知書(第4号様式)又は左京区まちづくり活動支援交付金不交付決定通知書(第5号様式)により、申請者に対して決定した事項を通知する。

(申請事項の変更等の承認)

第8条 前条の規定により交付金の交付等の決定の通知を受けた区民団体及び大学・学生団体(以

下「交付団体」という。)は、申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするとき(区長が認める軽微な変更を除く。)及び交付対象事業を取りやめようとしようとするときは、速やかにその旨を左京区まちづくり活動変更等申請書(第6号様式)により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、申請を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に全部若しくは一部を承認し、又は承認しないことを決定し、その旨を左京区まちづくり活動変更等承認(不承認)決定通知書(第7号様式)により交付団体に通知する。

(完了の報告等)

第9条 交付団体は、交付金の交付等を受けた事業が完了したとき(交付金の交付等を受けた年度の末日を経過したときを含む。)は、速やかに、必要書類を添えて、左京区まちづくり活動完了報告書(第8号様式)を区長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(第9号様式)

(2) 無償の役務提供報告書(第10号様式)及び無償の役務提供内訳書(第11号様式)(第4条第1項第3号の適用を受ける場合のみ)

(3) 領収書の写し

(4) 事業の実施状況が分かる写真

(5) 無償の役務提供状況が分かる写真(第4条第1項第3号の適用を受ける場合のみ)

(6) その他区長が必要と認めるもの

2 交付団体は、左京区役所が行う広報に必要な文書、図画及び電磁的記録を区長の求めに応じて区長に提供しなければならない。

3 交付団体は、左京区役所が行う報告会等で区長の求めに応じて必要な文書、図画及び電磁的記録を用いて報告しなければならない。

(交付金交付額の確定)

第10条 区長は、前条の規定による左京区まちづくり活動完了報告書(第8号様式)の提出を受けた場合において、当該事業の全部又は一部が適切に行われたと認めるときは、提出を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に、適切に行われたと認める事業内容に応じて交付金交付金額を決定し、左京区まちづくり活動支援交付金交付金額決定通知書(第12号様式)により通知し、交付金を交付する。

(交付金の概算払)

第11条 前条の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、事業の完了前に第7条第1項で決定した交付予定金額の4分の3以内で区長が認める額を概算払することができる。この場合において、交付団体は、第9条第1項に基づく報告を行う際に精算書を提出しなければならない。

(支援の取消し等の通知)

第12条 区長は、京都市補助金等の交付等に関する条例に基づいて交付決定の取消し、交付金額の変更又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命じることを決定した場合は、左京区まちづくり活動支援交付金取消等決定通知書(第13号様式)により、交付団体に通知する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、左京区まちづくり活動支援交付金の交付に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月9日から実施する。